

収入が減少する場合の減免要件の見方

主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少（①）することが見込まれる世帯。

ただし、前年の合計所得金額が1,000万円以下（②）、かつ、減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下（③）であること。

【例】

- ・主たる生計維持者の事業収入が次のとおり減少

令和元年の事業収入 200万円
令和2年の事業収入見込み額 100万円

コロナウィルス感染症の影響で事業収入が前年と比べて50%減少。
⇒ ①に該当

- ・主たる生計維持者の令和元年の所得が次のとおりの場合

| | |
|---------|-------|
| 事業所得 | 100万円 |
| 不動産所得 | 100万円 |
| 年金所得 | 100万円 |
| 株式の配当所得 | 200万円 |

合計所得金額が500万円
⇒ ②に該当

減少することが見込まれる事業収入等以外の所得の合計額が400万円 ⇒ ③に該当

この場合、①②③全ての要件を満たしているため、減免の対象となります。